

工事成績採点の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。

(機械・監督員用)

審査項目	細別	a		b	c	d	e	
		優れている。	良好である。	適切である。	やや不適切である。	不適切である。		
3. 出来形及び出来ばえ	. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	該当	評価	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機材及び施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他(理由:) 該当項目の内達成項目が90%以上・・・ a 該当項目の内達成項目が80%以上～90%未満・・・ b 該当項目の内達成項目が60%以上～80%未満・・・ c 該当項目の内達成項目が60%未満・・・ d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。	評価 品質の管理に関して、工事監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d	評価 工事請負契約約款第17条に基づき工事監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば・・・ e		
							評価率	
		評定						
		点数						

1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
2. 目的物の品質の水準を評価すること。
3. 品質の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。